

# 東中欧におけるネーションの形成

—W. コンツェの遺稿に寄せて— (上)

山 井 敏 章

## 目 次

はじめに

### I. キリスト教圏の拡大とネーションの形成

1. キリスト教圏の拡大
2. ネーションの形成：概念史的・理論的考察（以上本号）

### II. 東方植民とネーションの形成

1. 東方植民とネーションの形成：ポーランドを中心に
2. チェコにおけるネーションの形成

おわりに

「世界市民であることと国民であることは決して矛盾せず、むしろ不可分の一体を成すものなのである。」 W. コンツェ

## はじめに

1986年に他界したヴェルナー・コンツェは、リヴォニア地方（現在のラトヴィアとエストニアにまたがる地域）の一村落ヒルシェンホフの歴史に関する博士論文（1934年刊行）でその学問的生涯を開始した。ヒルシェンホフは1766年、ロシアの女帝エカテリーナ2世の移民勧奨策に応じてこの地に移り住んだドイツ人が形成した村である<sup>1)</sup>。このドイツ人植民村に対するコンツェの関心は、たんなる知的興味にのみ由来するものではない。バルト海沿岸諸国は歴史的に「ロシアとドイツのナショナリズムの挽き臼に巻き込まれ、同化を迫る民族国家原理にさらされ、その存在を根底から揺さぶられてきた」<sup>2)</sup>。1930年代初め、ケーニヒスベルク大学のハンス・ロートフェルスのもとに集った幾多の学徒は、台頭する攻撃的ナショナリズムがこの地にふたたび危機をもたらそうとする事態を眼前にしつつ、このような危機の歴史的根源を探ろうとしたのである。彼らの幾人かは後に戦場で命を失い、コンツェもまた瀕死の重傷を負ってロシアの捕虜となった<sup>3)</sup>。

ドイツとロシアのあいだに広がる地域への強烈な関心を、コンツェは終生抱き続けた。多方面にわたる彼の研究活動<sup>4)</sup>が、「東中欧 Ostmitteleuropa」におけるネーションの形成に関する未完の

\* 本稿は本来『立命館経済学』の三好正巳教授退任記念号（第45巻第6号）に掲載を予定していたものであるが、筆者の遅筆のため完成が遅れてしまった。お詫びとともに、これまでのご厚情に対しこの場を借りて三好先生にお礼申し上げる。また本稿の作成にあたり、立命館大学非常勤講師・佐藤専次氏より多くのご教示を得た。記して感謝する。

書物で締めくくられたのは偶然ではない。本稿は、コンツェの遺稿に示唆を得つつ、東中欧という歴史的空間の形成、そしてそこにおけるネーションの形成という相互に絡み合う二つの過程の検討を行おうとするものである。

あらかじめ「東中欧」と呼ばれる地域のおよその位置を確認しておこう。東欧史家 K. ツェルナックによれば、東中欧とは中欧の東半、つまりドイツおよびアルプス以北のドイツ近隣諸国から成る領域の東部地域を指す（したがって「中東欧 *Mittelosteuropa*」という表現は不適切である）。狭義の「東中欧」はポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーから成り、さらにバルト海沿岸の「北東欧」、そしてバルカン半島の「南東欧」が加わって広義の「東中欧」を構成する。<sup>6)</sup>

ヨーロッパにおける民族国家形成に関するテオドーア・シーダーの類型論をここで想起しよう。彼によれば、まずイギリス、フランスでは既存の国家の上に、17・18世紀の革命を通じて、国民権を原則とする「国家市民」(Staatsbürger)の共同体としての民族国家が形成された。これに対してドイツやイタリアでは、いわば国家の成立以前にまず民族が生まれ（ドイツにおける言語・文化共同体としての“Volk”概念を想起せよ！）、民族国家の形成は諸邦分裂の克服を図る統一運動によって進められた。ここでは「統一」という言葉がほとんど魔術的なまでの響きを得、「自由」はその前に影を潜めることになる。そして最後に東中欧の諸地域は、歴史的にオーストリア（ハプスブルク）、ロシア、オスマン・トルコなど巨大帝国の支配下に置かれ、近代的民族国家の樹立をめざす運動は、帝国からの分離独立運動として展開した。<sup>7)</sup>

シーダーのこの定式はすでに古典的ともいべき地位を得ているが、先のツェルナックはそのうちに含まれる「近代主義的」偏向を批判している。すなわち彼によれば、民族国家形成の道を開かれた「西」と帝国の支配下に従属する「東」という図式は、フランス革命以後のヨーロッパにのみ当てはまる。革命をめぐる抗争のなかで、とくにポーランドの犠牲（ポーランド分割）の上で東の諸帝国がその力を大きく強め、この結果「もともと統一的であったヨーロッパにおけるネーションの原理が二つに分かれた」のである。ツェルナックによれば、ネーションの原理はヨーロッパ国家世界の生成とともに現れ、以後この世界の根本原理を成してきた。<sup>8)</sup>

コンツェもまた、フランス革命以前に遠く遡って東中欧におけるネーションの形成を跡づける。その際彼がとくに重視するのは、中世におけるキリスト教圏の拡大と、そしてドイツ人の東方植民という二つの要因である。以下われわれも、この二点に即しつつ議論を進めることにしよう。<sup>9)</sup>

\* 煩瑣を避けるため参考文献は本論文の最後に一括して記載し、以下の注では著者ないし筆者名、発行ないし発表年（括弧内）、そして参照頁数のみを示しておく。

- 1) 1763年7月22日のエカテリーナ2世の声明は、以下のような条件を示してヨーロッパ諸国、とくにドイツからの移民の誘致を図った。すなわち、目的地までの旅費の供与、信仰の自由、30年間租税免除、農工業資金の10年間無利子貸し付け、兵士に対する宿舎提供義務ならびに兵役の免除、村落自治、移民の財産は関税なしで持ち込みを認める、ロシアではまだ製造されていない工業製品の輸出ならびに国内での販売については10年間関税免除、すべての移民に課税なしで市の開催を認める、一定の条件下で帰国の自由を認める。エカテリーナはこれにより、ロシア農工業の育成を図ったのである。Conze (1934), 18-22.
- 2) Conze (1983b), 324f.
- 3) Conze (1951), 201f. コンツェは学生 SA の一員となり、ナチ支配下の12年のうち7年間、兵士ならびに将校として従軍した。1944年に負った傷が40年後の彼の死の遠因となる。Koselleck (1987),

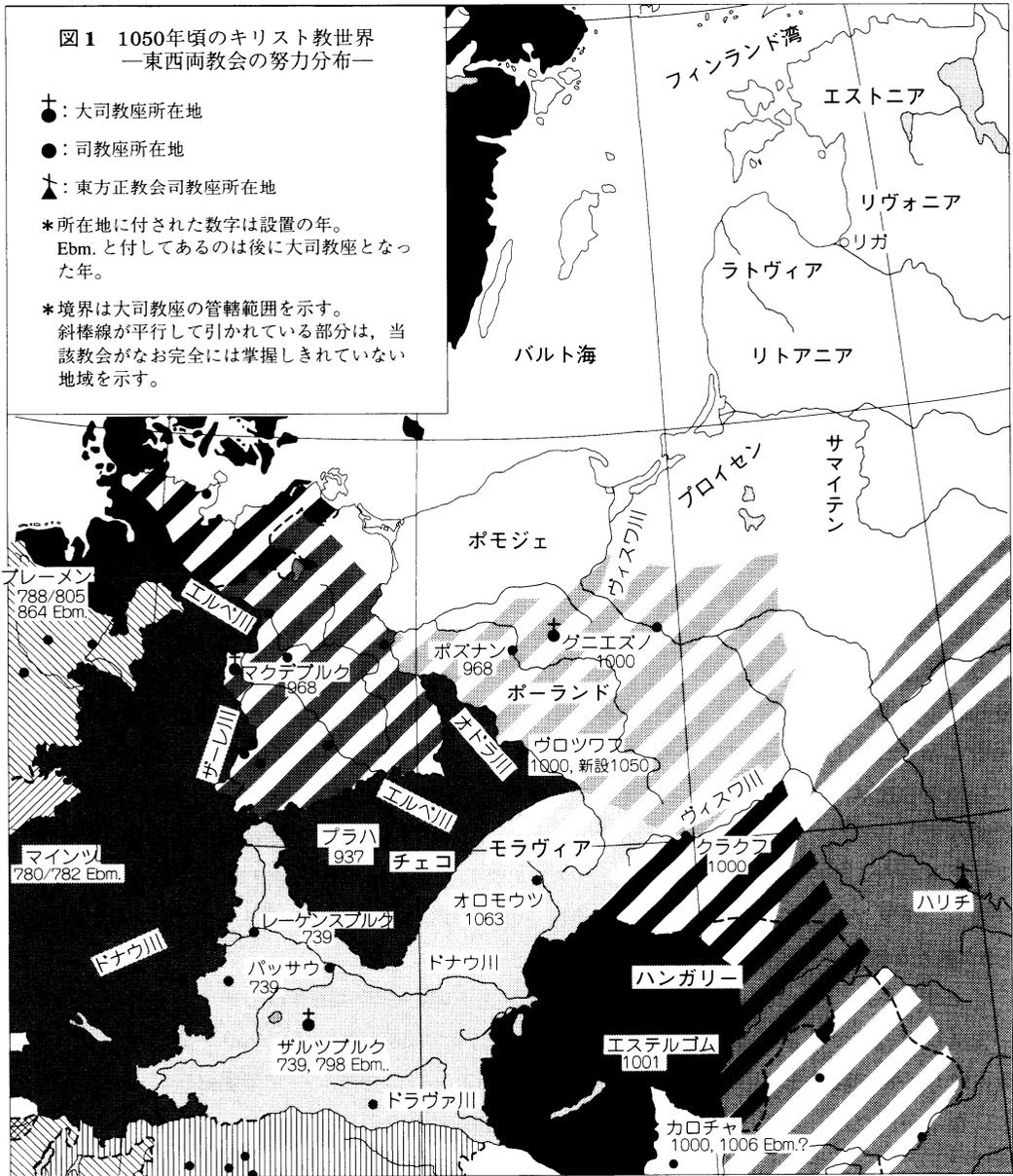
- 529f. なお1926年にケーニヒスベルク大学に着任したハンス・ロートフェルスは、その8年後、ユダヤ人という出自のためナチスに職を追われる。彼は、東中欧における諸民族の共生という歴史的事実を確認しつつ、民族国家原理を絶対化する当時の風潮に批判的立場をとった。Conze (1983b), 324f., 332; Conze (1985b), 27f.
- 4) 戦後西ドイツの歴史学をリードし続けたコンツェの業績については、以下の諸論攷を参照。Schieder (1987); Kocka (1986); Zorn (1986). なおコンツェが独ソ両国の学問的交流に力を尽くし、1973年には彼のイニシアティブにより、戦後西ドイツで初めて両国の歴史家によるシンポジウムが実現したことを付記しておこう。その記録として、Aretin/Conze (1977).
- 5) Conze (1992b).
- 6) Zernack (1994), 176f. わが国では「東中欧」が単に「東欧」と訳されることもある。たとえば、ベレンド／ランキ (1978), 1.
- 7) 民族国家形成の以上のような三つのタイプ（それは三つの段階でもある）は、現実には重なって現れることもしばしばであった。たとえばポーランドの場合、帝国からの分離独立運動は分割された諸地域の統一をめざす運動でもあり、またイギリスにおいても、スコットランドやアイルランドを包摂する統一運動の結果としてネーションステートが形成された。Schieder (1966), 68-71.
- 8) Zernack (1994), 178-180.
- 9) コンツェの著書は古代末期から18世紀までの東中欧の歴史を論じており、さらに20世紀に至るまでの叙述がこれに続くはずであった。Zernack (1992), 238. 本稿が扱う時期は、このうち基本的な中世末期までに限られる。なお念のため付言しておけば、本稿はコンツェの著書の紹介それ自体を目的とするものではない。

## I. キリスト教圏の拡大とネーションの形成

### 1. キリスト教圏の拡大

キリスト教がヨーロッパ文化の最も重要な要素の一つを成すことはあらためて言うまでもない。コンツェの言を借りれば、「古代以後のヨーロッパはキリスト教会の精神と形によってその歴史的形姿を獲得」したのであり<sup>1)</sup>、そして「『ヨーロッパ』が目に見えるようになってはじめて、つまりキリスト教会およびこれと結びつく文化が定着して後はじめて東中欧について語る事ができる」(5f.)。以下コンツェに拠りながら、東中欧におけるキリスト教圏拡大の過程を素描しておこう<sup>2)</sup> (図1およびII-1の図2を参照)。

ヨーロッパ世界の形成は、ローマ帝国の没落から中世盛期におけるキリスト教布教の完成にいたる数百年のあいだに進行した過程である。まずアドリア海・ドナウ川間の南東欧がヨーロッパ＝キリスト教世界に組み入れられ、その後カール大帝の治世(768-814)以来、キリスト教世界はフランク王国を拠点としてさらにその東へ、ローマ帝国のかつての版図を越えて広がっていった。その際エルベ・ザール川以東に住むスラヴ人の宗教的帰属は、支配者たる現地諸侯が両キリスト教会(ローマとビザンチン)のいずれに帰依するかによって決せられた。たとえば860年頃、ブルガリアのボリス1世は治下の人民に対する伝道をローマ教皇に依頼したが、一方同じ頃、モラヴィア公ラスティスラフはコンスタンチノーブルに使者を送り、モラヴィアに宣教師を送るよう要請している。教会の力を借りて近隣の脅威を免れることが、いずれの場合も重要な動機であった(ただしこの二つの試みはいずれも失敗に終わる)(6, 14f., 17)。



出典：Bayerischer Schulbuch-Verlag（1970），72より作成。

バルカン半島からチェコにかけての地域で、両教会の勢力分布に一応の決着が着くのは9世紀末のことである。チェコ<sup>4)</sup>、モラヴィア、クロアチアはローマ教会に、セルビア、マケドニア、ギリシャ、ブルガリア、そして10世紀末以降はキエフ・ルーシもまた東方正教会の圏内に属することになる。以後一千年にわたって中欧と東欧を分かつ境界の基礎がここに据えられたのである。ただしこうして一旦定められた境界線は、9世紀末、異教徒たるハンガリー騎馬民族のドナウ地域への侵入によって根底から揺るがされた。これによって中断されたキリスト教化の過程が再び始まるのは、955年、レヒフェルトの戦いでの敗北後、ハンガリー人（マジャール人）がキリスト教に帰依して以後のことである。ハンガリー王室は婚姻等によってビザンチンとの関係を保ちつ

つも、しかしローマ教会の伝道を積極的に受け入れ、これによってハンガリーはローマ・フランク・ドイツ的な中欧の一部となった（6, 15f.）。

目を北に転じよう。エルツ山脈、ズデーテン山脈、カルパチア山脈を結ぶラインの北側では、キリスト教化はようやく10世紀に始まる。966年にポーランドのミェシコ1世がローマ・キリスト教会の洗礼を受け、これに対して988年にはキエフ公国のヴラディミール1世がギリシャ正教の洗礼を受けた。これを端緒として、ヨーロッパ北東部でも13/14世紀にかけて東西両教会の境がしだいに形づくられていく（16）。

ところでこれらスラヴ人地域のキリスト教化は、君主による政治的統一と並行して進んだ。とくにチェコ、ポーランド、ハンガリーのように国家形成が早期に進行したところでは、君主は国内の教会組織を自己の掌中に収めようと図った。しかしこのような政策は、東フランク王国による伝道の試みと衝突せざるをえない。たとえば9世紀から10世紀初めにかけて栄え、その後歴史の舞台から姿を消した大モラヴィア国<sup>5)</sup>の場合、すでに建国に先だって、ザルツブルクおよびレーゲンスブルクの大司教座（東フランクによる伝道の橋頭堡）による布教が成功裡に進められていた。建国後、モラヴィア国のスラヴ人君主は、東フランク＝バイエルンの支配から独立した独自の教会の建設を図り、862年には「スラヴ人の使徒」と呼ばれたギリシャ人コンスタンティノス（後の修道士名キュリロス）とメトディオスが招聘された。モラヴィアを東方教会の下に置くという君主の意図は、この二人がむしろローマ教皇に接近したため実現されなかったが、ただし彼らは教皇の許しを得てスラヴ語による典礼を導入し、一時的ながらバイエルンの聖職者・修道士を排除することに成功した。キュリロスの死（869）後、メトディオスは短期間ながら、ザルツブルクから独立し教皇に直属するパンノニア・スラヴ教会の頂点に立つ。しかしパッサウの司教は教皇に問うことなくただちにメトディオスを捕らえ、バイエルンの教会会議は彼を修道院に幽閉する決定を下した。こうして874年以後、ザルツブルクの司教はパンノニア地方の教会管轄権を再び握る。スラヴ人司祭はモラヴィアから追放され、その大部分がブルガリア（ビザンチン・キリスト教の新たな堡壘）へと逃れた<sup>6)</sup>（19f.）。

チェコもまた、早くからバイエルン＝東フランク王国の影響に曝されていた。9世紀末、プシェミスル家の下でチェコは国家統一を実現したが、すでに929年にはザクセン朝のハインリヒ1世に対して貢納義務を負っている。10世紀半ば以降チェコは神聖ローマ帝国皇帝に臣従を誓うことになるが、ただしこれによってチェコの自律性が失われたわけではない。むしろチェコは帝国内部でしだいに力を増し、1212年には、王位の相続、プラハならびにオロモウツ（オルミュッツ）司教のチェコ王による叙任など、その支配権の独立が帝国法によって保証される。チェコ王は、13世紀には神聖ローマ帝国内で最も強力な君主となっていた。

教会組織上、チェコは当初レーゲンスブルクに司教座を置くバイエルン司教区に属していたが、その影響はさほど大きくなかった。968年、神聖ローマ帝国皇帝オットー1世はエルベ川以東のスラヴ人教化の橋頭堡としてマクデブルク大司教座を設ける。チェコについてもその管轄下にブラハ司教座を置く可能性が生まれたが、しかしチェコ大公ボレスラフ2世は、バイエルンへの従属をマクデブルクへのそれに替えようとは思わなかった。彼はむしろチェコの教会上の独立を、それに対応する政治的地位の前提として追求したのである。オットー1世の死の直後、973年に設置されたブラハ司教座は形式上はマインツ大司教座の監督下にあったものの、しかし事実上ブ

シェミスル家の教会であった。すなわちプラハの司教はチェコ大公が候補者を立て、チェコの聖職者および貴族がこれを選出し、ドイツ王ならびにマインツ大司教の権限は、これを事後的に叙任するにとどまった（1344年にプラハ司教座は大司教座に昇格し、形式上もマインツから独立する<sup>7)</sup>）。1063年にはモラヴィアを管轄するオロモウツ司教座が設けられた。チェコ大公はこれを通じてモラヴィアの諸侯に対する支配を貫徹しようとしたのである。この司教座の設置はチェコ大公によってなされ、教皇ないし神聖ローマ帝国皇帝はこれに関与していない。

12/13世紀に至り、プラハとオロモウツの司教座はチェコ大公と独立の地位を獲得したが、抗争の末、大公は教会に対する支配権を確立する。国と司教区の範囲が一致し、世俗の国家と「国教会」が結びつくという事態は、神聖ローマ帝国の域内ではチェコ・モラヴィア以外には見られない。さらにこの結びつきは、935年に暗殺されたヴァーツラフ（ヴェンツェル）1世が10世紀終わりに聖人の列に加えられ、まもなくチェコとモラヴィアの守護聖人とされたことによって一層強められた。「聖ヴァーツラフの家族」としてのチェコ人という意識が、民衆レベルにまで浸透する。19世紀の民族運動において、ヴァーツラフはチェコ民族意識の人格的表象として再び現れることになるであろう<sup>8)</sup>（20-22, 43-45, 111f.）。

ポーランドでも王権の確立とキリスト教の受容が密接に絡み合って進んだ。チェコに数十年遅れて、ただしバイエルンやザクセンから比較的遠いことにも助けられ、チェコにもまして順調にピャスト家によるスラヴ人諸族の統合が進んだ。盛んな征服活動の結果、当初のヴェルコポルスカ（大ポーランド。現在のポーランド北西部）に加えて、シロンスク（シュレージエン）、そしてさらに南部のマウォポルスカ（小ポーランド）が10世紀末にポーランド領となった。これと並行して968年にはポズナン（ポーゼン）に司教座が、そして1000年にはグニエズノ（グネーゼン）に大司教座が設置された。それまでポーランドにおけるキリスト教の布教は東フランク＝神聖ローマ帝国の教会組織に依拠して進められてきたのであるが、これらの司教座ならびに大司教座は直接ローマ教皇の下に置かれた。これによってポーランドは神聖ローマ帝国から宗教的に独立し、ポーランド独自の教会組織の確立に成功したのである（22-24, 45-48）。

ハンガリーのキリスト教化が、955年のレヒフェルトでの敗戦を機に始まったことはすでに述べた<sup>9)</sup>。当初はハンガリーが東方正教会の圏内に入る可能性も存在したが、始祖アールパードの曾孫ゲーザは西側、とくにバイエルン公国との結びつきを有利と考えた。ゲーザの息子イシュトヴァーン（ヴァイク）がローマ・キリスト教の洗礼を受け、バイエルン王女ギゼラを妻としたことにより、ラテン・ヨーロッパ世界へのハンガリーの組み入れが決定的になる。ゲーザは教皇からエステルゴム（グラン）大司教座設置の許しを得（1001年）、以後ハンガリーには10の司教座が置かれた。ハンガリーの行政機構はこのような教会組織に支えられていた（司教座の所在地は同時に王宮の所在地でもあった）。また上のイシュトヴァーンは死後聖人に列せられ（1083年）、チェコのヴァーツラフ同様、19世紀の民族独立運動において祖国の象徴として甦る（24-26, 54-57）。

以上、チェコ、ポーランド、ハンガリーのように早期に国家形成が進んだところでは、キリスト教の受容は王権の主導下で進み、いわば「国教会」的組織の構築が図られた。これに対して統一王権が成立せず、あるいは弱体だったところではキリスト教の布教が遅れ、場合によっては外部勢力による政治的支配の下で進められることになる。エルベ・ザレ川とオドラ（オーデル）川の間に住むスラヴ人、いわゆるエルベ・スラヴ人のたどった運命はその最も顕著な例の一つで

ある。ここでは一旦着手された伝道活動が983年以後中断され、ようやく12世紀半ばになって再開された。その際伝道は、ホルシュタイン等北東部ドイツ人領邦君主の庇護のもと、ドイツ人の植民活動と結びついて進められた。その契機となったのが1147年のいわゆる「ヴェンド人十字軍」であったことから知られるように、それは決して言葉のみによる平和的なものではなかった(26f.)。エルベ・スラヴ人の運命について、われわれは後にやや詳しく論じるであろう。

ヴィスワ(ヴァイクセル)川河口とフィンランド湾の間のバルト海沿岸地域、すなわちポモージェ(ボンメルン)、プロイセン、クルゼメ(クーアラント)、リヴォニア、ラトヴィア、エストニア、そしてリトアニアでは、キリスト教の伝道は13世紀になってようやく本格化した。1201年にドイツ人都市リガが建設され、ここを拠点とするドイツ人商人のバルト海商業と結びつきつつ伝道が進められたのである。ただしこれらの地域では諸部族を統合する大規模な支配権力が成立せず、伝道の安全はドイツ人騎士修道会によって保証されることになった。1202年には、いわゆる刀剣騎士修道会(Schwertbrüderorden)が設立される。この修道会は司教座の防衛に努めるだけでなく、リガを河口に持つダウガヴァ(デューナ)川周辺の地の征服を進めていった。この結果、まずリヴォニアがドイツ人の支配下に置かれ、ローマ・キリスト教会の圏内に属することになる。ロシア正教の伝道も当初はわずかながら行われていたが、その力は騎士修道会領の東の境まで押しやられた(27-29)。

ラトヴィアおよびエストニアも、13世紀以降同様にしてローマ教会およびドイツ帝国の勢力圏に組み入れられていった。さらにその南方、プロイセン人の地におけるキリスト教の伝道は12世紀末から13世紀初めにかけて始まるが、現地諸部族の抵抗に遭って一旦挫折する。1225年、マゾフシェ(マゾヴィエン)公コンラートはドイツ騎士修道会に助けを求め、ヴィスワ川に沿うクルム地方を修道会の拠点として与えた。1198年にパレスチナで設立されたドイツ騎士修道会は、異教徒に対する十字軍の遂行を自己の使命として掲げる組織であり、この修道会による征服活動が、この地のスラヴ人のキリスト教化の前提を作り出した。1226年、神聖ローマ帝国皇帝フリードリヒ2世のいわゆるリーミニの「黄金印勅書」によって修道会の伝道地は帝国領と認められ、修道会はその領主の地位に就いた。さらに1234年にはローマ教皇がプロイセンを聖ペテロの所有地と声明し、修道会は教皇直属の地位を得る。皇帝と教皇との対立につけ入り、修道会は二つの矛盾する法的基礎の上でその独立性を強めていったのである<sup>10)</sup>(29-31)。

1236年に刀剣騎士修道会がリトアニア人によってリヴォニアを追われると、ドイツ騎士修道会はその残地を自己の領地に併合した。この結果プロイセンとリヴォニアが修道会領として一体となり、リトアニアを除いてヨーロッパ北東部のキリスト教化が完了する。残るリトアニアには、13世紀半ばにスラヴ人国家としてのリトアニア大公国が成立した。1253年、大公ミンドーヴェはキリスト教の洗礼を受け、騎士修道会とローマ教皇の同意の下でリトアニア王として戴冠する。しかし状況はなお不安定であり、大公の死後、この地のスラヴ人のキリスト教化は大きく後退した。また13世紀前半にモンゴル軍の侵入によってキエフ・ルーシが崩壊すると、リトアニアは征服ならびに婚姻を通じてこの地の諸侯に対する支配を広げていった。この結果、リトアニアでは東方正教会の影響が強く、東スラヴ=ルテニア人の言語が公用語とさえなる。

こうしてリトアニアは東ヨーロッパ世界に深く入り込んでいた。ただし東の隣人との敵対のなかで、ローマ・キリスト教の伝道に門戸を開くというかつての考えも忘れられてはいなかった。

また西側との関係は、何よりもドイツ騎士修道会との抗争、そしてポーランドとの国境紛争によって規定されていた。1380年代、東西両面での緊張が危険なまでに高まったとき、リトアニア大公ヤギェウォがポーランド女王ヤドヴィガと結婚するという事件が転機をもたらす。1385年、ヤギェウォ（洗礼名ヴワディスワフ）はポーランドのグニエズノ大司教の手によって受洗し、翌年ポーランド王の地位に就いた。さらにその翌年にはリトアニアの首都ヴィリニウス（ヴィルナ）にローマ教会の司教座が設けられる。以後、「上から」の伝道に対して抵抗はわずかであり、リトアニアはラテン・ヨーロッパの一部となる。さらにサマイテンもまた15世紀初めにローマ・キリスト教の圏内に入った。ただしリトアニア領内の東スラヴ人諸侯国は依然として東方正教を信奉しており、この結果、リトアニア大公国の内部でモスクワの教会とローマ教会の支配権が接する、つまり政治的支配権と宗教的支配権の境界が一致しないという事態が現れたのである（31-33）。

以上われわれはコンツェに従って、9/10世紀以来数百年のうちに東中欧のスラヴ人諸族がキリスト教世界に引き入れられていく過程を見た。それはまた同時に、以後一千年にわたる東西両キリスト教会の境界線が形作られる過程でもあった。皇帝教皇主義の支配した東側と異なり、この境界の西側では、とくに12/13世紀の叙任権闘争以来、教皇と皇帝および諸王の間で聖俗両権の分掌体制が確立し、国家権力の世俗化が進んだ。近代におけるネーションステートはこの西側の世界で生まれるであろう<sup>11)</sup>。そしてまさにこの西側、つまりラテン・キリスト教世界に属するものとして、東中欧はその姿を現したのである。

それではこの東中欧において、ネーションの形成はどのように進んだのだろうか。しかしこの点の検討に先立ち、まず中世における「ネーション」の意味を確認しておくことが必要である。

## 2. ネーションの形成：概念史的・理論的考察

そもそも中世ヨーロッパ史の研究に「ネーション」の概念を用いることの適否についてはなお議論の分かれるところである。たとえばE. J. ホブズボームにとってネーションは「歴史的に最近の時代にのみ属する」ものであり、「近代的領域国家の特定の形態、つまり『ネーションステート』に関連する限りでのみ社会的実体を成す<sup>12)</sup>」。またオッター・ブルンナーによれば、『<sup>フォルク</sup>民族』とか『<sup>ナツィオン</sup>国民』とかいう概念は、『社会』という概念に劣らず、もろもろの特殊近代的な意味の層を背負いこんでおり、そのことをあらかじめ解明した上でなければ、それらを近代以前の諸世紀に適用することはできない<sup>13)</sup>。ブルンナーによれば、近代における国家と社会（市民社会）の分離を背景としてはじめて、法の前に平等な公民の社会としての「国民」が創出されたのである<sup>14)</sup>。

ブルンナーの言う意味でのネーション概念を直ちに中世史に持ち込むことの愚は明らかであるが、しかし他方近年の中世史研究は、近代におけるネーションの特徴とされるさまざまなメルクマール——一定の領域支配、言語・習俗などの文化的共通性、独立した政府ないしその実現への希求、歴史・出自を共有するという信仰などを備えた社会集団の存在が中世においても確認されることを明らかにしている<sup>15)</sup>。以下ではまず中世ヨーロッパにおけるこのような社会集団の形成過程をおおまかにたどったうえで、中世史研究にネーション概念を用いることの適否についてのわれわれの考えを示すことにしよう。

概念史的検討を手がかりにしよう。「ネーション」の語源を成す“natio”の概念は古代ローマ

に由来する。それは“gens”とともに、もともとはさまざまな人間集団を区別するメルクマールとしての「生まれ」「出自」を意味するものであった。なるほど natio は gens の下位概念としてより小規模な集団を指し、あるいは gens は血統を、natio は生地を指すなど若干ニュアンスを異にした用例も存在するが、しかし全体として見れば両者はほぼ同義に用いられている<sup>16)</sup>。最も目につく相違といえば gens の方が natio よりはるかに多く現れることであり、とくに古代においては、gens という語のくり返しを避けるという修辞上の目的から natio を用いるというのが最も頻繁な用例であった<sup>17)</sup>。

古代ローマにおいて、gentes/nationes (gens/natio の複数形) はさらにローマ人たる “populus” と区別される「野蛮人」(barbari) を指す語としても用いられた。ローマ帝国がキリスト教化すると、これに加えて gentes/nationes には「神の民」(populus Dei) 「選ばれた民」(populus electionis) たるユダヤ教徒ならびにキリスト教徒に対する「異教徒」という意味が与えられる<sup>18)</sup>。異教徒＝野蛮人という等式の成立により、逆に帝国内部および周辺の諸部族にとっては、キリスト教の受容を通じて「野蛮人」の地位を脱し、ローマ帝国の部族ヒエラルキー内部で populus としての地位を得る可能性が生まれた<sup>19)</sup>。

アルプス以北の地では、すでにシーザーやタキトゥスの時代から6世紀までのあいだに諸小部族の「部族連合」への集中が進んでいた。フランク人やアレマン人、さらにザクセン人、フリース人、チューリングン人のように、もともと複数部族の連合体の総称であったものがやがて単一の gens の名となり、そのそれぞれが独自の政治的自意識を持つようになる。5世紀末、全フランク諸族を統合したクロヴィスはカトリックに改宗し、これによってフランク人は他の gentes の上位にあってローマ人と並ぶ(そしてついにはこれにとって代わる) polupus, 異教徒たる西ゴート人、アレマン人に対する勝利によって神に認められた「帝国の民」となる。神に選ばれた民であるとの意識と、クロヴィスを共通の祖とするという仮構によって、「フランク人 gens Francorum」なるものが新たに生み出されたのである<sup>20)</sup>。

ただしこのフランク人の支配領域内部で下位の諸部族もそれぞれ gens としての名を保ち、また程度の差こそあれ独自の兵力、君主(dux)、そしてこの君主の支配する部分王国(regnum)内部で効力を持つ独自の法(lex)を有していた。ただしこの点、9世紀半ばにフランク王国が分裂して以来、東西二つの王国はそれぞれ異なる姿を示すことになる。まず西フランクでは王権をフランク人が一貫して握り、内部の諸部分王国の上に立つ大王としての地位を保ち続けたのに対し、東ではフランク人以外の諸族が対等の地位を得、王の選出にも与る「帝国の民」の一つに上昇した<sup>21)</sup>。そもそも西フランクの地、つまりガリアがすでに5世紀以来フランク人の土地であったのに対し、東フランク、つまりゲルマニア(「ライン川の東の地」という意味)は長く周辺にとどまり、フランク人はそこでは主要部族の一つでしかなかった。ここではアレマン人、バイエルン人、チューリングン人、ザクセン人などそれぞれの部族が独自の法秩序を維持し、それぞれの君主を戴く国を成していた。東フランクを引き継いだ神聖ローマ帝国はこれら諸王国の政治的独立を空洞化しようと図り、12世紀には一旦ほぼこれに成功する。ただしその際皇帝を助けた聖俗の大諸侯が帝国直参侯(Reichsfürst)の地位を得、皇帝と対峙する強大な勢力として残ることになった。皇帝はこれら諸侯に対する上級支配権を保持してはいたものの、しかし彼の直接の権力は自身の王領地あるいは帝国都市等に限られた。こうして帝国ではなく、むしろその内部で領域国家

(Territorialstaat)に発展した諸侯＝領邦君主(Landesherr)の支配地こそが、そこに住む者にとっての祖国となる。さらに14/15世紀には教会高権の一部が領邦君主の手に移り、彼らは家臣や官吏のみでなく臣民全体の宗派を決しうることとなった。いまや領邦君主は、域内すべての住民にとっての「国父」(Landesvater)となったのである。<sup>22)</sup>

すでに見たように「ネーション」については、これを近代に固有のものとする見解が有力なものとして存在する。しかし、われわれが中世ヨーロッパについて見た以上の過程をネーションの形成過程と捉えることは、はたして不当であろうか。

先にふれたホブズボームをはじめ、K. ドイッチュ、E. ゲルナー、B. アンダーソンら、「ネーション」を特殊近代的現象とする研究者に通底するのは、ネーションないしナショナリズムを多くに知識人による人為的構築物(construct)と見なす考え方である(「想像の共同体」というアンダーソンのテーゼを想起せよ!)。こうした「近代主義者」の認識に対して、A. D. スミスは次のように問う。すなわち、近代におけるネーションの形成過程でナショナリスト知識人が重要な役割を果たしたことは疑うべくもないが、しかし彼らの主張が一般民衆の間に共鳴を得、ネーションが長期に持続するものとして生み出されるためには、人々のあいだにあらかじめ共通の文化的絆と共属感情の存在することが必要だったのではないかと。<sup>23)</sup> こうした認識から、スミスは彼独自のネーション論を構築していく。

まずネーションの概念をスミスは次のように規定する。すなわち歴史的領土としての故国、共通の祖先についての神話と記憶、文化(言語、宗教など)、統一的経済圏、そして全成員に妥当する法的権利ならびに義務、ネーションとはこれら諸要因を共有する人々の、特定の名を持った文化的まとまり(cultural unit)である。<sup>24)</sup> スミスのこのような規定は近代におけるさまざまなナショナリストの主張から抽出して得られた「理念型」であり、彼自身認めるように「近代主義」的偏倚を伴っている。ただし彼によれば、上の意味でのネーションと類似の現象は近代以前にも存在した。むしろ時代を問わず、世界はいくつものエスニック・カテゴリーないしエスニック・コミュニティ、つまり血統ないし祖先を同じくするという意識を持ち、言語(dialect)や神々を共有する人々の文化的まとまりから成っている。ただしこれらエスニック・コミュニティのほとんどは、なお独自の集団としての自意識を持たず、特定の名前あるいは領地をも有していない。こうしたエスニック・コミュニティのうち十分に姿を整えたもの、つまり出自神話、歴史的記憶(ethno-history)、(少なくともエリート層において)明確な連帯意識を備え、特定の名前を持った集団をスミスはとくに「エトニ」(ethnie)と呼ぶ。このエトニのうち、さらに歴史的領土＝故国(エトニの場合はそれを持つ場合も持たない場合もある)、統一的経済圏、そして全構成員に適用される法的権利・義務を備えたものが「ネーション」である。<sup>25)</sup>

こうしてエスニック・コミュニティ、エトニ、ネーションという三つのレベルの社会集団(それぞれ後者は前者のサブ・カテゴリーを成す)が措定される。たとえば古代世界においては、なお不定形なエスニック・コミュニティが大半を占めるなかで、より持続的なエスニック・コミュニティ＝エトニが若干数存在した。そのうちのいくつか、たとえばペルシャ人、エジプト人、イスラエル人は独自の国家(エスニック国家)を形成し、ここでは有力なエトニの成員が国内の異なるエトニないしエスニック・コミュニティを支配していた。また中世ヨーロッパで、たとえばモスク

ワ公国のロシアは正教会の教義・文化と「第三のローマ」という政治的神話を支柱として、15世紀末までにはエスニック国家としての一体性を築き上げつつあった。しかしその後、大規模な領土拡大によってタタール人、ウクライナ・コサックなど異質なエトニをいくつも内部に包摂した結果、文化的・経済的一体性は弱まる。フランスでも、ロシア同様神に選ばれた民であるとの神話（ジャンヌ・ダルク神話を想起せよ！）に支えられつつ、教会とそして王家の主導下でエスニックなアイデンティティが深められていった。領土の拡大はここでは近隣諸国の掣肘にもよって一定の限られた範囲にとどまり、百年戦争の後半頃までにはフランス国家のアイデンティティが確立する。ただし、もとよりこのフランスでも、統一的経済圏の成立、国家の全成員に等しく適用される法的権利の実現はなお数世紀待たねばならなかった。<sup>26)</sup>

しかし、とスミスは言う。最後にあげたこの二つの要件が欠けているからといって、これを「ネーション」と呼ぶことを拒むのは不当に限定的であり、ネーションを一挙に実現さるべきものとみなす静態的見解と言わねばならない。確かに近代のナショナリストが思い描いたような「純粋な」ネーションは、18世紀後半以後のヨーロッパではじめて現れたと言ってよい。しかしネーションは、むしろ社会的・政治的な「過程」として、しかも単純な形成のみでなく解体の局面をも含むような過程として捉えるべきものなのである。近代のナショナリズムはネーション形成の過程に影響を及ぼし、特定の姿を与え、それを促進したとはいえ、この過程それ自体を生み出したものではない。むしろ、「われわれがネーションの概念を〔近代の〕大衆ネーションにのみ恣意的に限定しないならば、フランスやイギリスやオランダのようなネーションの起源はナショナリストの時代以前に遡って十分跡づけうる」（補足ならびに強調は引用者）<sup>27)</sup>。ただしその際スミスは、ネーションとは別のエトニ概念を前近代社会にあてることにより、ネーションの起源を無限定に過去に遡ろうとする「原古主義者」（primordialist）ないし「永続主義者」（pennalist）<sup>28)</sup>に対して距離を置くのである。

中世東中欧におけるネーションの形成過程を検討しようとするわれわれにとって、スミスのこのような議論が多く示唆に富むものであることは言うまでもない。しかし上に紹介した議論の最後の部分で、統一的経済圏や共通の法的権利・義務のような要素が欠けるからといってネーションの名を拒むことが不当であるとされ（実際今日でも、すべてのネーションがこの要件を十全に備えているわけではない）、またネーションの概念を近代の大衆ネーションに限ることが「恣意的」とであるとされ、むしろ近代以前に遡ってネーションの形成過程を探ることの意義が強調される時、われわれは次のような疑問を禁じ得ない。つまり、もしそうであるなら前近代社会に「エトニ」なる概念を別個に設定することがはたして必要なのだろうか。

この点に関連して想起されるのは、マルクス主義民族理論、とくにスターリンの「ナショナルリティ」概念をめぐるポーランドの歴史家 B. ジェンターラの批判である。スターリンは、1929年の論文「民族問題とレーニン主義」で次のように述べていた。すなわち、「資本主義以前の時代にはネーションは存在しなかったし、また存在しえなかった。なぜならナショナルな市場が存在せず、経済的にも文化的にもナショナルな中心がなく、したがって、人民（Volk）の経済的細分状態を除去し、それまでばらばらであったこの人民の諸部分をナショナルな全体に結合するような諸要因が存在しなかったからである。」<sup>29)</sup> さらに1950年の論文「マルクス主義と言語学の問題」でスターリンは、氏族（Sippe）から種族（Stamm）へ、そしてナショナルリティ（Nationalität）を

経てネーションへ、というエスニックな共同社会の変化の図式を提示し、このうち「ナショナルリティ」（ロシア語ではナロードノスチ）を封建制社会に特徴的なものと位置づけている。<sup>30)</sup>

ジェンターラもまた、18世紀末から19世紀にかけての社会的変革の巨大な意義を否定するものではない。それ以前には何よりも地方および教会を中心とする狭い範囲の社会で生きてきた人々、とくに農民大衆のあいだに、この時期以降急速な勢いでネーションの一員としての意識が広まった。ただしこのような変化を認めた上でなお、ジェンターラは、前資本主義時代のナショナルな共同社会について、スターリンのように特別な用語を用いる理由は見あたらない、と主張する。ナショナルな共同社会の形成に作用する諸要因はすでにその数世紀前から存在するのであり、ナショナルな意識（ジェンターラはこれをネーションの最も重要なメルクマールとする）の内容も、13世紀ないし16世紀と19世紀とで異なっているわけではない。重要なのは、彼によればネーションの形成をきわめて長期にわたる過程として捉えることである。しかもこの過程は単に前進するのみでなく後退する場合もあり、また成員の共同意識が薄れることによってネーションが死滅することさえある。<sup>31)</sup>

以上のようなジェンターラの議論は、スミスの「エトニ」論にはふれぬまま展開されている。しかし上の批判の「ナショナルリティ」の語を「エトニ」に置き換えても議論の骨子は変わるまい。スミスによる「近代主義者」批判、近代におけるネーション形成の「エスニックな核」（ethnic core）を前近代社会に遡って検討するという彼の立場を、われわれは基本的に正当と考えるが、しかしそのために「エトニ」の語を用いることの必要性は必ずしも分明ではない。<sup>32)</sup>

本稿では「ネーション」の概念を先に見たスミスの規定に従って理解しつつも、それを近代以前にも遡って適用可能なものとする（その際とくに不都合がなければ「民族」という訳語も用いる<sup>33)</sup>）。この「ネーション」はスミス自身強調するようあくまで「理念型」として構成されたものであり、近代におけるネーションでさえ、スミスの挙げたメルクマールのすべてを常に完全に備えているわけではない。またわれわれは、たとえばあるエスニック・グループがどの時点でネーションになったか、あるいはある集団がネーションか否かというような問題の立て方でなく、スミスやジェンターラとともにネーションを「過程」として捉えようと思う。つまり理念型として構成されたネーション概念を前提としつつ、あるエスニック・グループがあるときはこれに接近する動きを示し、またあるときはそこから乖離していくというような歴史の変遷それ自体を問題にしようというのである。<sup>34)</sup>

前近代社会にネーション概念を適用しようというわれわれの立場は、ただし近代におけるネーションとそれ以前のネーションとの質的差異を無視するものではない。この点に関して注目されるのは、近代に至ってはじめて大衆レベルにネーション（民族）としての意識が浸透した、というジェンターラの指摘である。なるほどすでに中世においても、ネーションに一般民衆を含める認識がないわけではない。たとえば中世フランスのいくつかの年代記に現れる「選ばれた民」という神話—フランス人は徳と文化、教会への忠誠の楯として全キリスト教世界に仕える使命を負う—において、この「民」のうちには一般民衆も含まれている。またトロイア人を祖とするというフランク人の出自神話がフランスに引き継がれたとき、出自を同じくするとされるフランス人は支配層のみには限られない。<sup>35)</sup> 東中欧地域から一例をあげれば、14世紀初めのチェコにおけるいわゆるダリミルの韻文年代記には、11世紀前半のチェコ公の言葉と伝えられる次のような有名な

箇所がある。「ドイツ王の娘を妻とするよりは、私はチェコ人の農民女と結ばれたい。」<sup>36)</sup>

しかし他方、たとえば中世における農民の生活圏がごく限られた範囲に留まっていたことを考えれば、この生活空間を越えるネーションの一員としての意識が彼らの間にどれほど存在したかは疑わしい。少なくとも意識的主体としてネーションを構成する社会層は、しばしば指摘されるように中世においては基本的に官職の担い手たる貴族・聖職者に限られていた。<sup>37)</sup> H. シュルツェに従ってわれわれは、中世のネーションを「貴族ネーション」(Adelsnation)と呼ぶことにしよう。ネーションの範囲が少なくとも原理上一国の住民すべてに拡大され、「貴族ネーション」が「民衆ネーション」(Volksnation)に転化するのには、17/18世紀のイギリスとフランスの革命以後のことである。<sup>38)</sup>

さらにわれわれは、上に紹介したスミスの議論のなかで、フランスにおけるエスニック・アイデンティティの形成において教会と王家が主導的役割を果たしたとの指摘がなされていたことに注意しよう。ジェンターラもまた、中世ヨーロッパにおけるネーション形成に際して国家が大きな役割を果たしたと述べている。<sup>39)</sup> さらに本稿の対象である東中欧についてコンツェは、君主を頂点とする貴族と教会こそが「ネーション形成の創造力」であった、<sup>40)</sup> と言う。われわれは先に、東中欧におけるキリスト教圏の拡大が統一的政治支配権の確立と密接に絡み合いながら進行した過程を見てきた。これを同時にこの地域におけるネーション形成の過程としても捉えうることは、今や明らかであろう。

北はバルト海沿岸から南はバルカン半島北西部まで、東中欧はラテン・ヨーロッパ世界の一部としてその姿を現していった。そのなかで、10世紀から11世紀初めにかけてチェコ、ポーランド、ハンガリー、クロアチアの四つがネーション（「貴族ネーション」）としての姿を整えていく（このうちクロアチアは11世紀末にハンガリーに併合されるが、言語をはじめとする独自性はその後も維持された<sup>41)</sup>）。一方それ以外の南スラヴ人・西スラヴ人諸族は、ネーション形成の過程をドイツ人の支配によって断ち切られた。たとえばスロヴェニア人はすでに8世紀に部族連合の形成に成功していたのであるが、アヴァール人の侵攻に対する助けを求めてバイエルンと防衛同盟を結んだことから、やがてこれに服属し、9世紀前半には東フランク王国の辺境伯領に組み入れられる。以後フランク＝バイエルン人貴族による支配、ドイツ人による都市建設が進むなかで、スロヴェニア人は従属農民としての地位に甘んじることになる。独自の言語こそ維持されはしたものの（ただしドラヴァ川の北ではドイツ語が支配的になる）、スロヴェニア人は政治・教会・文化などあらゆる面でドイツ化の波に呑み込まれていった。<sup>42)</sup>

いま一つ、エルベ・ザーレ川とオドラ川のあいだに住むスラヴ人諸族、いわゆるエルベ・スラヴ人の運命にふれて節を閉じることにしよう。<sup>43)</sup> この地域には6/7世紀以来スラヴ人が定住し、比較的大規模な部族連合の形成が進んでいた。ヴィルツィ人（後にリュテチ人とも呼ばれる。東部メクレンブルク、西ポモジェ（フォアボンメルン）、ブリグニッツ）、オボドリト人（東ホルシュタイン、西メクレンブルク）、ソルブ人（ザーレ川の東）の三つが主要なものとしてあげられるが、これらは域内の部族すべての統合に成功したわけではなく、なお不安定な状態にあった。8世紀末から12世紀半ばにかけてフランク＝ドイツ人がこの地の支配をはかり、スラヴ人諸族と争った。南部、つまりザーレ川東のソルブ人地域では、ドイツ人の支配が10世紀初めに確立する。しかし同じ世紀の末にリュテチ人およびこれに与する諸族の大反乱が起こり、エルベ川とオドラ川の間の広い地

域が神聖ローマ帝国ならびにキリスト教会から失われた（ソルブ人地域に置かれたマイセン辺境伯領と、その北のラウジッツ辺境伯領はドイツの支配下にとどまる）。

12世紀前半、ロタール3世治下の神聖ローマ帝国は再度エルベ川以東の地の支配に乗り出した。1147年、オボドリト人に対するいわゆる「ヴェンド人十字軍」は、それ自体としては結局失敗に終わったとはいえ、その後の盛んなキリスト教伝道活動の発端を告げる狼煙となる。1160年、ザクセンのハインリヒ獅子公はオボドリト人の土地を支配下に置き、ここにメクレンブルク公国を建てた（ただしオボドリト人はすでに11世紀に王家による統一を実現しており、ハインリヒによる支配はこの王家への授封を通じた間接的なものであった。オボドリト王家による統治は1918年まで続く）。ポモージェでも現地の諸侯がまずハインリヒ獅子公、次いでブランデンブルク辺境伯、そして1521年以降は神聖ローマ帝国皇帝直属の封臣となる。これによってスラヴ人自身による支配の連続性が形式上は保たれたのであるが、しかしチェコやポーランドと異なり、メクレンブルクやポモージェの公家一族は自らドイツ化することによってのみその地位を保ちえた。

チェコやポーランド、ハンガリーにおいて、キリスト教の権威と組織に支えられつつ王家が統一的支配権を確立していったことをいま一度想起しよう。これに対してエルベ・スラヴ人はキリスト教の受容を拒み、伝来の部族宗教を「ドイツの神」に対して護ろうとした。結果として伝道は、ドイツ人による政治的・宗教的支配を伴って進められることになる。その際スラヴ人エリート層はドイツ人に服属し、排除され、あるいは同化していった。上からのドイツ化の結果、中世の終わりまでにはこの地域は言語上もドイツ語圏の一部となる。当初部族連合への集中を進めつつあったエルベ・スラヴ人諸族は、こうしてネーション形成の道を断たれたのである。<sup>44)</sup>

- 1) もとよりヨーロッパの文化がキリスト教に一元化されうということではない。ただし古代と異なり、文化拡張の担い手はほとんどもっぱらキリスト教会となった。Conze (1992b), 13. ヨーロッパ文化の重層性について、とくに饗庭 (1991) を参照。なお本節における Conze (1992b) の参照箇所は、本文中 ( ) 内の頁数で示す。
- 2) この過程についての邦語文献として、森安 (1986), 第2章; 矢田 (1977), 第1章第3節; 半田・今野 (1977), 337-346; ボグダン (1993), 第2-4章; ポミアン (1993), 第5章; ザイプト (1979), 92-126; グラウス (1979), 51-71を参照。
- 3) 「スラヴ人」とはスラヴ諸語を母語とする諸部族の総称である。森安 (1986), 16, 116以下 (118頁に言語分布の地図がある); グラウス (1979), 27を参照。ちなみに「ドイツ人」にしても、そもそもはドイツ語 (ただし地域ごとに異なる多くの言語形態を内包する) を話す諸部族の総称であり、各部族ごとの言語からより包括的な「ドイツ語」という言語の意識が現れたのは、9世紀から11世紀初めにかけてのことである。Ehlers (1989b), 55f.; Wiesinger (1989), 324f. ボイマンによれば, “deutsch” の語は8/9世紀にまず言語を指すものとして現れ, 民族 (Volk) の表示としてそれが用いられた例は860年に確認される。Beumann (1978), 322.
- 4) 「チェコ」は英語やラテン語では「ボヘミア」、ドイツ語では「ベーメン」と表記される。これはこの国の古い呼び名である “Bohemi” (あるいは “Behemi”) に由来するが, ただしチェコ語では “Čech” という表現しかなく, 本稿では文献・史料からの引用を除いて「チェコ」という呼称を用いることにする。なおチェコ東部のモラヴィアは, すぐ後に見る大モラヴィア国を除けば歴史的にチェコ王国の一部を成し, 以下ではとくに断らない限りチェコという表現でモラヴィアをも含むことにする。Vgl. Graus (1965), 52 (Anm. 225).
- 5) 大モラヴィア国についての邦語文献として, 千賀 (1982)。

- 6) 典礼をスラヴ語で行い、教会文書にスラヴ語を用いるというキュリロス、メトディオスの原則は、まずこのブルガリアで、そして1世紀後にはキエフ、さらに後にモスクワ＝ロシアで実現された。一方ローマ・キリスト教ヨーロッパでは、チェコ（フス派運動の時期のみ）とクロアチアの若干の教会を例外として、民衆言語が教会の公用語として用いられることはなかった。それがようやく変わるのには、宗教改革以後である。Conze (1992b), 20.
- 7) Graus (1980), 96f.
- 8) 近代におけるチェコならびにポーランド、ハンガリーの民族運動について、シュガー／レーデラー (1981) の当該章を参照。
- 9) ハンガリーのキリスト教化についての邦語文献として、相沢 (1982)。
- 10) この間の事情について詳しくは、阿部 (1974), 60-69, 108-121。またドイツ騎士修道会設立の経緯については同書第2章、さらにプロイセンならびにリヴォニアの騎士修道会領について、山田 (1982), 第2～4章を参照。
- 11) Schulze (1994), 16f., 35-37. ちなみにヴェーバーは、宗教法と世俗法の分離が西洋世界の顕著な歴史的特質の一つを成す、と言う。すなわちキリスト教のカノン法は、古代において教会が数百年にわたり国家とのいかなる関係をも拒否してきたことの結果、世俗法に対して比較的明確な二元主義の立場をとっていた。またローマ法という普遍的な世界法の地位を得た世俗法の存在が、全生活態度を実質的に支配しようとする宗教法＝カノン法の原理的に無制約な要求を掣肘したとも言える。さらにヴェーバーによれば、カノン法自体、他の諸文明の宗教法と比べて合理的な性格を持つが、それは以下のようなキリスト教以前にも遡る一諸事情による。すなわち世俗支配者との関係を調整するにあたり「自然法」というストア派の観念が動員されたこと、教会自身の行政においてローマ法の伝統が継受されたこと、中世初頭の贖罪規定（中世の教会が行った真に体系的な最初の法形成）の制定にあたり、ゲルマン法中最も形式的な部分への依拠がなされたこと、中世西洋の大学で神学と世俗法の教育が分離されたこと、教会職員の合理的・官僚制的な官職的性格などである。カノン法のこのような合理的性格が、西洋の世俗法の持つ合理性にも影響を与えた。ヴェーバー (1974), 423-428.
- 12) Hobsbawm (1990), 9f. A. D. スミスによれば、19世紀のミシュレから近年のホブズボーム、ベネディクト・アンダーソンらに至るまで、ネーションないしナショナリズムについて論じた歴史家のほとんどはネーションを近代の現象と捉えている。Smith (1992), 73.
- 13) ブルンナー (1974), 116.
- 14) ブルンナー (1974), 74-76, 203f., さらに269, 286f., 328, 344. 1945年5月、ドイツ敗戦の直後に行われた講演におけるトマス・マンの悲痛な叫びは、このようなブルンナーの認識と軌を一にするものと言えよう。「『国民』というものは、フランス革命で生まれました。それは革命と自由の概念であり、人類的なものを内に含み、内政的には自由を、外政的にはヨーロッパを意味するのであります。……『国民』という概念そのものからして、自由の概念と結びついたものとしては、ドイツにはそもそも存在しないと云えます。」マン (1945), 22. ちなみに“nationstate”には通例「民族国家」「国民国家」の二つの訳語が当てられ、このうち後者については単なる同義反復にすぎないとしてその使用を避ける向きもある。ただし“Nation”にブルンナーのような意味を込めた上であれば、「国民国家」という訳語は近代に固有の現象としての“nationstate”の表現として意味を持つであろう。
- 15) Vgl. Schlesinger (1978), 57f.
- 16) そもそも二つの語は共通の語根から派生したものである。すなわち、\*g'enh<sub>1</sub>-（生まれる）→\*g'enh<sub>1</sub>-ti-s, \*g'nh<sub>1</sub>-ti-s. Gschnitzer (1992), 170.
- 17) Schulze (1994), 112; Gschnitzer (1992), 168-171. ただし H.-D. カールによれば、gens あるいは populus と異なり、natio には政治組織としての意味合いが欠如している。また言語の共通性も natio の本質的要件には必ずしも含まれていない。したがって彼は、中世の natio 概念を近代の“Nation”に直接連続するものと捉えることはできない、と言う。Karl (1978), 81f., 88f., 99f., 103f. “natio”の概念についてさらに、下野 (1987), 642 以下; ホイジンガ (1940), 192f. を参照。

- 18) “thiudos”, “pagani”, “haithi” も異教徒を指す言葉として用いられた。Werner (1992), 187.
- 19) 中世東中欧について言えば、チェコ、ポーランド、ハンガリーがキリスト教を受容したことにより、西欧諸国はここに十字軍を差し向ける名分を失った。グラウス (1979), 59. ザイプトの言うように、「改宗は、『キリスト教世界』における『市民権』……の獲得を意味した」のである。ザイプト (1979), 97.
- 20) Werner (1992), 185-193. サリカ法典の序文には次のようにある。「高名なるフランク人部族は創造主なる神によって創建せられ、戦において強く、平和の盟約において堅く、身体の品高く、純潔損なわれず、容姿すぐれ、勇敢、敏捷且つ厳然たり。」『サリカ法典』, 30f. なおこの序文の成立時期については、6/7世紀の境とする説、あるいはより後代のものとする説が分かれている。同上, 33. フランク王国の成立過程、その政治構造について、増田 (1974), 95-114を参照。
- 21) 987年から1483年の間にフランスでは27人の王が2つの家系から、ほとんどすべて継承によって王位に就いたのに対し、ドイツ (神聖ローマ帝国) では911年から1493年の間に14の家系から34人の皇帝が、しかもほとんどすべて選挙によって帝位に就いた。Ehlers (1989a), 23f. 中世のフランス、ドイツ、そしてイングランドの国家構造を比較検討した論攷として、服部 (1995)。
- 22) Werner (1992), 196f., 199-203, 206, 228-231. 中世後期にいたってもなお、たとえばザクセン人とバイエルン人は互いの言うことを理解できなかったという。Graus (1975), 212 (Anm. 26); Graus (1966), 41. また宗教改革の時代、中部ドイツ語で書かれたルターの著作は、当初北ドイツでは低地ドイツ語に翻訳されねばならなかった。また南ドイツでも、ルターの聖書に付録として語彙辞典が付けられた。Wiesinger (1989), 336, 339. こうした状況の下で、「ドイツ」を祖国とする意識がほとんど育たなかったことはいわば当然である。「ドイツ? しかしそれはいったいどこにあるのか。」ゲーテとシラーはこう問わねばならなかった。Sheehan (1981), 1f. 中世から現代にいたるドイツ人のアイデンティティ形成の問題を追った興味深い論攷として、佐々木 (1992) を参照。
- 23) Smith (1994), 377f. さらに、Smith (1987), 7-13; Smith (1988), 2-5.
- 24) Smith (1994), 381.
- 25) Smith (1994), 378-383.
- 26) Smith (1994), 383-389.
- 27) Smith (1994), 388f., 391f. (引用は391) ネーションを「過程」として捉えようとするスミスの立場について、さらに Smith (1987), 212; Smith (1989), 342 をも参照。
- 28) Smith (1994), 376f.; Smith (1987), 11-13. スミスのネーション論について、田口・木下 (1996), 17-24を参照。また、スミスの「エトニ」論に拠りつつ中世ヨーロッパの民族意識を検討しようとした論攷として、江川 (1995), とくに 107f.; 江川 (1989), とくに 2f. ポミアン (1993), 第17章にもエトニからネーションへという把握が見られるが、ただしポミアンはこの転換を近代において初めて見るというのではなく、むしろヨーロッパにおける諸ネーションの生成を、5世紀の民族大移動以来の長期の過程として捉えている。同書, 180.
- 29) スターリン (1929), 369. ただし訳文は Zientara (1981), 306 のドイツ語による引用からのものである。
- 30) スターリン (1950), 141f.
- 31) Zientara (1981), 314. さらに、Zernack (1989), 377f. を参照。
- 32) 二宮宏之氏は、「自生的な結合で、文化的契機が強く働いており、深層に潜んでいる」社会的結合をエトノス、これに対してネーションは、「より作動的で、政治的契機が強く、表層のイデオロギーとして現れる」としている。川田・福井 (1988), 327. しかし後者のような現象であれば、本稿の後半で示すように、それは中世においても確認される。また江川温氏は、中世ヨーロッパの民族意識を検討するにあたってスミスのエトニ論を自己の立脚点として受け入れつつ、しかし『「エトニ」という語を邦語文献の中で多様することの不都合を考え」て実際の叙述のなかでは「種族」「民族」などの語を当てるとされている。江川 (1989), 3. しかし実際の叙述のなかで使用がためられる用語と

- はいかにも不自然ではあるまいか。
- 33) しばしば指摘されるように「ネーション」という言葉は日本語では「民族」「国民」という二つの意味を含み、逆に言えば「ネーション」の内容を一語で表現する日本語はない。このためわが国のヨーロッパ史研究においては、「民族」「国民」という訳語の使用自体が避けられることも多いが、しかし日本語が「民族」「国民」という二つの言葉を持っていることは、歴史研究にとってむしろ強味とも言うるのではないか。その際「国民」の概念が近代社会についてのみ用うべきものであることは、本稿のここまでの議論だけでもすでに明らかであろう。
- 34) 私は近代の「階級形成」について類似の議論を紹介したことがある。山井（1993）、序章。なお理念型に関するスミスの考えは、Smith（1994）、392-394に示されている。
- 35) Zientara（1981）、312；江川（1995）、119-121。ただしフランスの場合、人民よりはむしろ王ないし王国についてその「選ばれた」地位がしばしば強調された。一方ドイツでは、神聖ローマ帝国内に住むドイツ人全体を選民とする観念がフランスに比してより重きを成してはいたが、しかしそれも、域内の領邦それぞれが「神によって与えられた」との意識によって制約されていた。選民思想がとくに大きな意味を持ったのはチェコにおいてであり、先にふれた「聖ヴァーツラフの僕」としての意識がその古い起源を成す。14世紀チェコのある年代記では、ラテン語のボヘミアという呼称がチェコ語の“Böh”（神）に由来するとされている。チェコ選民意識は15世紀初めのフス派運動のなかで大きく高まり、後に見るようにそこではチェコ人を「最も神聖な」民族とする主張がなされる。Graus（1975）、224-226。
- 36) Zientara（1981）、309f.；Graus（1975）、232f.
- 37) Vgl. Schulze（1994）、117f.；Beumann（1978）、323；Werner（1992）、204-206、244f.；Ehlers（1989a）、43、54-57；Conze（1985a）、363f.、そしてとくにGraus（1980）、40、63、69、72、93、129、159f.、180f.、187f. コンツェによれば「ポーランドとは18世紀にいたるまでポーランド人の貴族ネーション、つまりポーランド語、ルテニア語、リトアニア語を話す従属農民の上にかぶさる支配層の政治的組織形態であった」。Conze（1958）、1。ただし貴族といってもその内実は、大規模なマグナテンから農民とさして変わらぬ小貴族までさまざまであり、このうちどこまでが実質的に「ネーション」を構成したか必ずしも截然と区切れるわけではない。たとえばポーランドの貧しい貴族は一村のみ、あるいは一つの村の一部を所領として持つにすぎず、領民を一切持たず自ら畑仕事に携わる者もあった。先述のグリミルの年代記には、「農夫が貴族になることもあれば、貴族の息子が農夫になることもある。古びた銀と財産があれば貴族、貧しければ貴族も農夫にされる」とある。とくに後に検討する12世紀以降の東方植民の過程で、貧しい貴族の多くはより大規模な領主に土地を売り渡して没落していった。薩摩秀登氏に従って14世紀前半のチェコで貴族と見なされるための基準をあえて挙げるとすれば、戦士としての職業および生活形態、宮廷、教会ないし他の大貴族の館における職務、そして所領を持つことなどであった。チェコではその後14世紀末から15世紀初めにかけて貴族の境界がしだいに明確になり、家柄が重視されるようになる。さらに15世紀から16世紀にかけて、議会の正式な承認を得て貴族に列せられる以外、貴族になる道は閉ざされることとなった。Conze（1985a）、363f.；Kuhn（1975a）、392；薩摩（1995a）、4f.
- 38) Schulze（1994）、212。コンツェもまた「貴族ネーション」から「民衆ネーション」へという表現を用いてこの変化を説明している。Conze（1985a）、366。なおスミスは彼の言う前近代社会のエトニを「貴族的エトニ」（aristocratic or 'lateral' ethnies）と「民衆のエトニ」（demotic or 'vertical' ethnies）の二つに分けている。後者の典型的事例の一つはユダヤ人であり、ここではネーションの実質が当初から「貴族」を越えた広い階層に及んでいた。Smith（1987）、76-89；Smith（1989）、346-348。
- 39) Zientara（1981）、302f. この点に関連して、ジェンターラは次のように言う。すなわち、現代のアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国におけるネーションの形成過程について、そこでは国家が大きな役割を果たし、またナショナルな理念が当初少数の指導集団に限られていたという理由で、ヨーロッパにおけるネーションの形成とはまったく異質であるとの説がしばしばなされている。しかしジェ

ンターラによれば、このような見解は比較の基準を誤ったものであり、「ヨーロッパ中心主義」の表れと言わざるをえない。比較を行うとすれば近代ヨーロッパのネーション形成過程ではなく、近代以前のそれを対象とすべきなのであり、そうなれば両者を異質とする見解は支持し難くなる。

- 40) Conze (1985a), 363.
- 41) Conze (1985a), 362. クロアチアについて, Conze (1992b), 51-53 を参照。
- 42) Conze (1985a), 362.
- 43) 以下, Conze (1992b), 26f., 48-50; Conze (1985a), 362f.; Graus (1980), 73-82 ; 森安 (1984), 205f. による。
- 44) 同様の運命は, ドイツ騎士修道会の支配下におかれたプロイセン人についても確認される。Conze (1985a), 363 ; 森安 (1984), 211-213. さらに本節注10にあげた文献に加え, 佐々木 (1989) を参照。